

官報

号外
昭和四十一年二月十五日

第五十一回 衆議院會議録 第十五号

昭和四十一年二月十五日(火曜日)

議事日程 第九号

昭和四十一年二月十五日

午後二時開議

- 第一 裁判官訴追委員辭職の件
- 第二 裁判官訴追委員の選挙
- 第三 鉄道建設審議会委員の選挙
- 第四 国土総合開発審議会委員の選挙
- 第五 東北開発審議会委員の選挙
- 第六 九州地方開発審議会委員の選挙
- 第七 四国地方開発審議会委員の選挙
- 第八 中国地方開発審議会委員の選挙
- 第九 北陸地方開発審議会委員の選挙
- 第十 豪雪地帯対策審議会委員の選挙
- 第十一 離島振興対策審議会委員の選挙
- 第十二 首都圏整備審議会委員の選挙
- 第十三 北海道開発審議会委員の選挙
- 第十四 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙
- 第十五 知地農業改良促進対策審議会委員の選挙

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 裁判官訴追委員辭職の件
- 日程第二 裁判官訴追委員の選挙
- 日程第三 鉄道建設審議会委員の選挙
- 日程第四 国土総合開発審議会委員の選挙

昭和四十一年二月十五日 衆議院會議録第十五号

裁判官訴追委員辭職の件 裁判官訴追委員の選挙その他各種委員の選挙

午後二時四十五分開議
○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 裁判官訴追委員辭職の件

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一につきおはかりいたします。

裁判官訴追委員塚原俊郎君、古川文吉君、小笠公昭君、鍛冶良作君から、訴追委員を辭職いたしたいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第二 裁判官訴追委員の選挙

日程第三 鉄道建設審議会委員の選挙

日程第四 国土総合開発審議会委員の選挙

日程第五 東北開発審議会委員の選挙

日程第六 九州地方開発審議会委員の選挙

日程第七 四国地方開発審議会委員の選挙

日程第八 中国地方開発審議会委員の選挙

日程第九 北陸地方開発審議会委員の選挙

日程第十 豪雪地帯対策審議会委員の選挙

日程第十一 離島振興対策審議会委員の選挙

日程第十二 首都圏整備審議会委員の選挙

日程第十三 北海道開発審議会委員の選挙

日程第十四 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

日程第十五 知地農業改良促進対策審議会委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、裁判官訴追委員の選挙及び日程第三ないし第十五に掲げました

た各種委員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 裁判官訴追委員の選挙及び各種委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、裁判官訴追委員に

長谷川四郎君

濱田 幸雄君

を指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に矢尾喜三郎君を指名いたします。

次に、国土総合開発審議会委員に

徳安 實藏君

福田 繁芳君

を指名いたします。

次に、東北開発審議会委員に野原正勝君を指名いたします。

次に、九州地方開発審議会委員に中馬辰猪君を指名いたします。

次に、四国地方開発審議会委員に關谷勝利君を指名いたします。

次に、中国地方開発審議会委員に高橋禎一君を指名いたします。

次に、北陸地方開発審議会委員に坪川信三君を指名いたします。

次に、豪雪地帯対策審議会委員に

南 好雄君

松澤 雄藏君

を指名いたします。

次に、離島振興対策審議会委員に櫻内義雄君を指名いたします。

次に、首都圏整備審議会委員に島村一郎君を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に

安井 吉典君

泊谷 裕夫君

昭和四十一年二月十五日 衆議院會議録第十五号

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件等三件 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の特例に関する法律案

二三〇

衆議院議長 山口喜久一郎殿

を指名いたします。
次に、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に塚田徹君を指名いたします。
次に、畑地農業改良促進対策審議会委員に伊東正義君を指名いたします。

――

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件
文化財保護委員会委員任命につき同意を求めるの件
社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりをいたします。
内閣から、日本銀行政策委員会委員に新関八洲太郎君を、文化財保護委員会委員に船田清助君、田中一松君を、社会保険審査会委員に中村隆則君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議はありませんか。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。
「議長、採決のしかたが違うぞ」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) まず、日本銀行政策委員会委員及び社会保険審査会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。
次に、文化財保護委員会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに御異議はありませんか。

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。
「採決のやり方がおかしいぞ」と呼び、その他発言する者あり

○議長(山口喜久一郎君) 先刻の国家公務員任命につき同意を求めるの件の採決につきまして、最初の宣言のとおりいたします。

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の特例に関する法律案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。
昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
昭和四十一年二月十四日
参議院議長 重宗 雄三

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の特例に関する法律
(所得税の特例)

第一条

個人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該個人の昭和四十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない。

一 昭和四十年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和四十年十月一日から同月十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和四十年十月十二日から同月二十日までまでの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十年十月二十一日から昭和四十一年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九月二十日	北海道 秋田県 岩手県 青森県 福井県 新潟県 富山県 石川県	青森県 宮城県 山形県 新潟県 石川県	八月三十一日
九月三十日	茨城県 千葉県 東京都 埼玉県 富山県 石川県 福井県	栃木県 新潟県 石川県	十月三日
十月一日	茨城県 千葉県 東京都 埼玉県 富山県 石川県 福井県	栃木県 新潟県 石川県	十月四日
同月十一日	秋田県 三重県 兵庫県 滋賀県	山形県 滋賀県	同月十三日 同月十四日
十月十二日	秋田県 三重県 兵庫県 滋賀県	山形県 滋賀県	十月十四日 十月十五日
同月二十日	秋田県 岩手県 青森県 北海道	山形県 同月二十三日 同月二十五日 同月二十七日	
十月二十一日	秋田県 岩手県 青森県 北海道	山形県 同月二十四日 同月二十六日 同月二十八日	

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づき政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

(法人税の特例)

第二条 前条の規定は、農地法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十年九月二十日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日)までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日まで政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十年分の所得税については」とあるのは、当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度(以下「売渡事業年度」という。)分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出し又は国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。)を受けた第二条

第一項の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ、

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額(当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過小となる場合

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。この法律案は、昭和四十年産米穀の集荷の促進

に資するため、米穀の生産者が事前売り渡し申し込み制度に基づいて同年産の米穀を政府に売り渡した場合(同年分の所得税並びに法人税について、その売り渡し時期の区分に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり、すなわち一石当たり千七百円ないし千八百円を非課税とする措置を講じようとするものであります)。

本案は、参議院先議の後、本院に送付されたものであります。当委員会において審査の結果、本十五日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

出席國務大臣

大 蔵 大 臣 福田 赳夫君
文 部 大 臣 中 村 梅吉君
厚 生 大 臣 鈴木 善幸君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和四

十年産農業の動向に関する年次報告
農業基本法第七條の規定に基づく昭和四十一年度において講じようとする農業施策についての文書

(政府委員退任)

一、去る八日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、五日付をもって大蔵省國際金融局長事務代理村井七郎は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る九日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省國際金融局長 鈴木 秀雄
(政府委員任命)

一、去る九日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、九日議長において承認した鈴木秀雄を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、昨十四日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に新関八洲太郎君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十四日、内閣から、文化財保護委員会委員に船田清助君及び田中一松君を任命したので、文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る八日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

決算委員会

昭和四十一年二月十五日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長の報告

二三二

理事 山田 長司君(理事長谷川保君去る八日理事辞任につきその補欠)	理事 西村 関一君(理事帆足計君去る十一日理事辞任につきその補欠)	任を許可した。 地方行政委員 大蔵委員 木村 剛輔君 谷川 和穂君 文教委 谷川 和穂君 商工委員 今松 治郎君 予算委員 今松 治郎君	予算委員 竹内 黎一君 橋本龍太郎君 角屋堅次郎君 木村 剛輔君 西岡 武夫君
懲罰委員会 理事 赤城 宗徳君(理事上村千一郎君去る十二月二十一日委員辞任につきその補欠)	(常任委員辞任) 一、去る八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 湊 徹郎君 外務委員 安藤 覺君	村山 達雄君 竹山祐太郎君 今松 治郎君 周東 英雄君 山本 勝市君 木村 剛輔君	勝岡田清一君 多賀谷真稔君 鯨岡 兵輔君
理事 清瀬 一郎君(理事押谷富三君去る十二月二十一日委員辞任につきその補欠)	大蔵委員 木村 剛輔君 文教委 櫻内 護雄君 社会労働委員 坂村 吉正君 商工委員 二階堂 進君	一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 大蔵委員 木村 剛輔君 予算委員 木村 剛輔君 灘尾 弘吉君	角屋堅次郎君 永末 英一君 植木庚子郎君 丹羽 兵助君 滝井 義高君 栗山 秀君
一、去る十一日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 法務委員会 理事 濱田 幸雄君(理事鎌治良作君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)	予算委員 相川 勝六君 中曾根康弘君 懲罰委員 川島正次郎君 正力松太郎君 松村 謙三君 坂村 吉正君 西岡 武夫君	一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 井原 岸高君 商工委員 井原 岸高君 長谷川四郎君	決算委員 (常任委員補欠選任) 一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 田中 角榮君 外務委員 岸 信介君 大蔵委員 岸 信介君
理事 井伊 誠一君(理事横山利秋君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)	予算委員 相川 勝六君 中曾根康弘君 懲罰委員 川島正次郎君 正力松太郎君 松村 謙三君 坂村 吉正君 西岡 武夫君	一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 大蔵委員 木村 剛輔君 灘尾 弘吉君	安井 吉典君 有馬 輝武君 滝井 義高君
外務委員会 理事 鯨岡 兵輔君(理事高瀬傳君去る十月十九日委員長就任につきその補欠)	予算委員 相川 勝六君 中曾根康弘君 懲罰委員 川島正次郎君 正力松太郎君 松村 謙三君 坂村 吉正君 西岡 武夫君	一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 社会労働委員 灘尾 弘吉君	安藤 覺君
理事 三原 朝雄君(理事田中龍夫君去る二月委員辞任につきその補欠)	予算委員 相川 勝六君 中曾根康弘君 懲罰委員 川島正次郎君 正力松太郎君 松村 謙三君 坂村 吉正君 西岡 武夫君	一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 社会労働委員 灘尾 弘吉君	安藤 覺君
理事 安藤 覺君(理事野田武夫君去る十一日理事辞任につきその補欠)	予算委員 相川 勝六君 中曾根康弘君 懲罰委員 川島正次郎君 正力松太郎君 松村 謙三君 坂村 吉正君 西岡 武夫君	一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 社会労働委員 灘尾 弘吉君	安藤 覺君

相川 勝六君 木村 剛輔君

文教委員

川島正次郎君

櫻内 義雄君

社会労働委員

中曾根康弘君

松村 謙三君

西岡 武夫君

商工委員

正力松太郎君

二階堂 進君

予算委員

木村 剛輔君

竹内 黎一君

坂村 吉正君

相川 勝六君

懲罰委員

櫻内 義雄君

安藤 覺君

二階堂 進君

湊 徹郎君

坂村 吉正君

岸 信介君

松村 謙三君

川島正次郎君

正力松太郎君

田中 角榮君

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

岡東 英雄君

大蔵委員

今松 治郎君

山本 勝市君

村山 達雄君

木村 剛輔君

文教委員

谷川 和穂君

商工委員

竹山祐太郎君

予算委員

木村 剛輔君

一、去る十日、議長において、次の通り常任委員

今松 治郎君

の補欠を指名した。

大蔵委員

灘尾 弘吉君

木村 剛輔君

予算委員

木村 剛輔君

岩動 道行君

丹羽 兵助君

灘尾 弘吉君

一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

藤枝 泉介君

江崎 真澄君

商工委員

河本 敏夫君

一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

勝岡田清一君

大蔵委員

灘尾 弘吉君

角屋堅次郎君

木村 剛輔君

多賀谷眞穂君

社会労働委員

西岡 武夫君

予算委員

西岡 武夫君

木村 剛輔君

鯨岡 兵輔君

安井 吉典君

有馬 輝武君

滝井 義高君

灘尾 弘吉君

橋本龍太郎君

竹内 黎一君

有馬 輝武君

一、昨十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

有馬 輝武君

大蔵委員

有馬 輝武君

山花 秀雄君

春日 一幸君

社会労働委員

植木庚子郎君

栗山 秀君

予算委員

栗山 秀君

渡辺 栄一君

角屋堅次郎君

只松 祐治君

植木庚子郎君

丹羽 兵助君

角崎弥之助君

田中 武夫君

岡本 隆一君

永末 英一君

決算委員

永井勝次郎君

(理事補欠選任)

一、去る十一日、物価問題等に関する特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 兒玉 末男君(理事帆足計君去る十一日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、去る十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

物価問題等に関する特別委員 床次 徳二君

一、昨十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

(特別委員補欠選任)

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、去る十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員 床次 徳二君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和四十一年度一般会計予算

昭和四十一年度特別会計予算

昭和四十一年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

昭和四十一年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十一年二月四日

予算委員長 福田 一

衆議院議長 山口喜久一郎殿

(条約提出)

一、去る十一日、内閣から提出した条約は次の通りである。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律案

都市開発資金融通特別会計法案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和四十一年二月十五日

衆議院会議録第十五号

朗読を省略した議長の報告

一三三

昭和四十一年二月十五日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長の報告

二三四

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

一、去る十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案（中村高一君外十三名提出）

一、昨十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

相続税法の一部を改正する法律案

国立劇場法案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

（議案受領）

一、昨十四日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（条約付託）

一、去る十一日、委員会に付託された条約は次の通りである。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第一号）

外務委員会 付託

（議案付託）

一、去る九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）

都市開発資金融通特別会計法案（内閣提出第四四号）

以上二件 大蔵委員会 付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

以上二件 文教委員会 付託

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第四八号）

以上二件 商工委員会 付託

都市開発資金の貸付けに関する法律案（内閣提出第四三三号）

建設委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号）

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）

以上二件 内閣委員会 付託

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四九号）

大蔵委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五一号）

大蔵委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一八号）

（参議院送付）

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第一号）

以上二件 大蔵委員会 付託

国立劇場法案（内閣提出第五七号）

文教委員会 付託

（調査要求承認）

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項 国際情勢に関する事項

二、調査の目的 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法 関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十一年二月十一日

外務委員長 高瀬 傳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

（質問書提出）

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

電気銅販売価格の安定並びに黒鉛の精錬技術確

立に関する質問主意書(鈴木一君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員春日一幸君提出昭和四十一年度予算の編成に関する質問に対する答弁書

昭和四十一年度予算の編成に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十一年一月三十一日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十一年度予算の編成に関する質問主意書

冗費を節約し、予算の効率化を図ることは、財政に課せられた重要課題である。よつて昭和四十一年度予算の編成に当たつて、政府は、次の諸点について、いかなる措置をとつたか、この際、その計数的内容を詳細に承りたい。

記

一、昭和四十一年度予算における行政経費節約額はどれだけか。また、その主たる費目別にその内容を明確に説明されたい。

一、昭和四十一年度予算における義務的経費、当然増、計画増等経費の総額はいかほどか。また、その主たる費目別にその金額等の内容について説明されたい。

一、昭和四十一年度予算における補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総額は

いかほどか。また、その内容の概要を説明されたい。

(四) 政府は、昭和四十一年度予算において、どの程度補助金等を整理したか、その整理額と主たる項目について説明されたい。

一、昭和四十一年度予算における新規経費の総額はいかほどか。また、その主たる費目別にその金額等の内容について説明されたい。
右質問する。

昭和四十一年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院議員春日一幸君提出昭和四十一年度予算の編成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出昭和四十一年度予算の編成に関する質問に対する答弁書

一、昭和四十一年度予算における行政経費節約額については、別紙一のとおりである。

一、昭和四十一年度予算における義務的経費の増加額については、別紙二のとおりである。

一、昭和四十一年度予算における補助金等の総額及び整理合理化については、別表三のとおりである。

一、昭和四十一年度予算における新規経費については、別紙四のとおりである。

右答弁する。

別紙 1

昭和 41 年度予算における行政経費節約額

1. 昭和 39 年 9 月 4 日閣議決定に基づく欠員不補充措置の縮減による人件費の節減額	4,080 百万円
2. 旅費予算額の約 1 割を節約することによる節減額	1,806 百万円
3. 事務の合理化等を見込むことによるその他物件費等の節減額	3,242 百万円
4. 合 計	9,128 百万円

別紙 2

昭和 41 年度予算における義務的経費の増加額

総 額	(単位 百万円)
(主たる内訳)	244,013
生活保護費の医療扶助費等の増	11,569
厚生年金保険給付費の増	5,662
国民健康保険療養給付費関係費の増	22,133
国民年金の拠出年金被保険者数の増、福祉年金受給者数の増及び前年度改善分の平年度化による増	7,467
給養医療給付費の増	4,370
失業保険受給者の増等に伴う失業保険負担金の増	7,414
旧軍人恩給等前年度改善分の平年度化等による恩給関係費の増	19,683
国債償還費の減	8,341
国債利子等の増	35,149
国税三税の減収等に伴う地方交付税交付金の減	24,156
韓国経済協力費等の増に伴う特殊外債処理費の増	10,579

8

揮発油等税収増に伴う道路整備事業費の増	14,803
災害復旧費の増	24,268
農業保険国庫負担金等の増	6,511
食糧管理特別会計への繰入の増	22,300
給与改定及び昇給原資等の増	77,981
別紙3	

1 昭和41年度補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費調

(一般会計) (単位 百万円)

年度区分	昭和41年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減額
科目			
補助金	824,667	714,121	110,546
負担金	292,958	286,281	6,677
交付金	47,268	55,024	7,756
補給金	26,796	10,447	16,349
委託費	15,912	18,185	2,273
合計	1,207,601	1,084,058	123,543

(特別会計) (単位 百万円)

年度区分	昭和41年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減額
科目			
補助金	290,046	233,809	56,237
負担金	29,327	26,064	3,263
交付金	870,408	814,090	56,318
委託費	1,539	1,396	143
合計	1,191,315	1,075,359	115,956

(政府関係機関) (単位 百万円)

年度区分	昭和41年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減額
科目			
補助金	767	915	148
負担金	55,002	44,607	10,395
交付金	20,098	16,638	3,460
委託費	90,472	77,910	12,562
合計	166,334	140,120	26,214

(注) 前年度予算額は補正後の数字である。

上記金額の内容を概観すると次の通りである。

(一般会計) (単位 百万円)

事 項	昭和41年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減額
(社会保障関係費)			
生活保護費	124,019	106,813	17,206
社会保険費	46,193	40,194	5,999
社会保険費	146,533	141,868	4,665
保健衛生対策費	65,475	58,666	6,809
失業対策費	34,803	32,297	2,506
計	417,023	379,888	37,135
(文教及び科学振興費)			
義務教育費国庫負担金	258,654	254,520	4,134
科学技術振興費	8,034	5,947	2,087
文教施設費	25,282	22,028	3,254
教育振興助成費	21,891	19,281	2,610
育英事業費	851	749	102

経 費 別	年度区分		差 引 増 (△) 減 額
	41 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	
計	314,712	302,525	12,187
防 衛 関 係 費	19,860	18,056	1,804
(公共事業関係費)			
一般公共事業費	109,804	89,005	20,799
住宅対策費	48,566	37,092	11,474
生活環境施設整備費	25,481	21,951	3,530
災害復旧等事業費	82,115	76,088	6,022
計	265,966	224,141	41,825
貿易振興及び経済協力費	10,534	8,056	2,478
海運対策費	14,501	13,404	1,097
中小企業対策費	10,674	8,345	2,329
石炭対策費	13,686	11,757	1,929
農業保険費	7,749	7,328	421
農林水産業構造改善対策費	23,419	18,607	4,812
その他	109,477	92,001	17,476
計	1,207,601	1,084,058	123,543

(特別会計)

(単位 百万円)

経 費 別	年度区分		差 引 増 (△) 減 額
	41 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	
交付税及び譲与税配付金	844,731	793,254	51,477
道路整備費	211,073	166,480	44,613
治水事業費	52,456	44,804	7,652
港湾整備費	17,988	15,075	2,913
国有林野事業費	17,785	15,398	2,387
郵政事業費	15,466	13,317	2,149
その他	31,826	27,051	4,775
計	1,191,315	1,075,359	115,956

(政府関係機関)

(単位 百万円)

経 費 別	年度区分		差 引 増 (△) 減 額
	41 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	
小口貨物受託集配料等委託費 (国鉄)	54,767	47,300	7,467
公衆電気通信業務委託費 (電々公社)	19,792	16,310	3,482
その他業務委託手数料等	15,864	14,257	1,607
政府関係機関共済組合負担金	52,052	42,066	9,986
公社有資産所在市町村補助金	20,093	16,688	3,405
その他	3,767	3,499	268
計	166,335	140,120	26,215

2 補助金等の整理合理化について

(1) 補助金等の整理合理化については政府としては、補助金等合理化審議会の答申に沿い、例年努力してきたところである。とくに41年度予算編成にあたっては、すでに目的を達した補助金や、効率の低い補助金等を整理すると共に、制度の合理化、運用の適正化をはかることにより予算の節減をはかった。

(2) 整理合理化の内訳

(イ) 廃止したもの 54件 廃止額 2,576百万円

(廃止した主な補助金等)

農林省所管 生鮮食料品総合小売市場施設費補助金 149百万円

運輸省所管 日本国有鉄道新線建設費補助金 886

移住船改装助成金 221

国際線航空乗員訓練費補助金 350

(ロ) 前年度より減額したもの 80件 減額した額 6,914百万円

(減額した主な補助金等)

文部省所管 義務教育諸学校給食用脱脂粉乳購入費補助金 228百万円

10

(外号) 係 恒

公立諸学校建物其他災害復旧費補助金		897	福祉年金受給対象者拡大	928
厚生省所管 清掃施設整備費補助金		1,438	母子ミルク支給範囲拡大	21
簡易水道等施設整備費補助金		501	農業信用保険事業助成	4,400
農林省所管 農業改良資金助成補助金		373	振興山村農林漁業特別開発事業	774
通商産業省所管 炭鉱整理促進費補助金		820	肉用牛繁殖育成センター及び肉用牛繁殖素牛導入	177
なお、このほか、補助金等に終期を定める(21件)など合理化に努めた。			野菜生産出荷安定事業助成	244
別紙 4			冷凍水産物流通改善事業試験実施	130
昭和41年度予算における新規経費額		(単位 百万円)	通商産業省 発展途上国一次産品輸入促進基金	300
総 額		38,065	万国博覧会開催準備	260
(主なる内訳)			中小企業共同工場建設貸与資金	1,600
総 理 府 沖縄義務教育教職員給与費 1/2 援助		1,904	大型重要技術研究開発	1,030
(経済企画庁) 豪雪地帯対策特別事業(雪上車)		100	繊維工業整備特別対策	550
(科学技術庁) 低温流通機構の調査		200	無資力鉱害調整交付金	150
大 蔵 省 フジヲ開発銀行出資		3,600	中小企業小売商連鎖化	122
文 部 省 高度へき地学校パソニル給食費補助		310	運 輸 省 遠洋海難対策	596
同和地区高等学校等進学奨励費補助		25	労働 省 職業転換対策事業費のうち新規給付	211
青少年向映画対策費		73	建設 省 古都保存事業費補助	200
へき地中学校学校風呂整備		16	都市開発資金融通特別会計へ繰入	500
留守家庭児童会育成事業		51	道路整備事業費のうち交通安全施設等整備事業(含北海道)	5,545
厚生 省 がん予防対策費(検診車等)		237	自治 省 選挙人名簿作成調査費補助	490
重症心身障害児(者)対策費		527	(注) 上記の額は、41年度において新しい制度として、新規に予算計上したものを掲げた。	

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、事前売渡申込による米穀の集荷の促進をはかるため、事前売渡申込制度に基づいて、昭和四十年産米穀を政府に売り渡した者(農業生産法人を含む。)の同年分の所得税及び法人税について、その売渡しの時期に応じ、玄米換算一五〇キログラム当たり一、七〇〇円ないし一、一〇〇円を非課税とする措置を講じようとするものである。

なお、本特例による昭和四十年度の減収見込額は約七億円である。

二 議案の可決理由

事前売渡申込制度の円滑な実施に資するための措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十一年二月十五日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院会議録第十四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三九 二六 設め 認め

三四 二〇 内線 国内線

昭和四十一年二月十五日 衆議院會議録第十五号

二四〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
、ただし品質紙は三十円
、(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大井)